

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年8月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500036 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500007 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における平成 30 年 12 月 31 日の標準賞与額を 6 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 31 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 30 年 12 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における平成 30 年 12 月 31 日の標準賞与額を 7 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 31 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：平成 5 年生

住 所：

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 30 年 12 月 31 日

平成 28 年 11 月から令和元年 8 月まで、A 事業所に正社員として勤務していた。同事業所では毎年、年末に賞与が支給されており、請求期間について厚生年金保険料は控除されていたと思うが、年金額の計算の基礎となる記録となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 日本年金機構が保管する請求者に係る賃金台帳及び請求者が提出した預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間に A 事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として、6万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めており、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年3月12日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、上記賃金台帳により確認できる賞与支給額から、請求者のA事業所における標準賞与額を7万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500029 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2500003 号

第 1 結論

昭和 63 年 4 月から平成 2 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 4 月まで

大学を卒業後の昭和 63 年 4 月頃、社会人になったのを機に、母親から国民年金の加入を勧められ、就職した会社が個人経営で社会保険に加入していなかったこともあり、自分で国民年金に加入した。当時、会社の昼休みを利用し国民年金保険料を納付していたことを覚えているのに、請求期間が未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、大学を卒業後の昭和 63 年 4 月頃、社会人になったのを機に国民年金に加入し、会社の昼休みを利用し国民年金保険料を納付していた旨を主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しを受ける必要があるところ、請求者の記号番号は、A 社会保険事務所（当時）が作成した被保険者台帳管理簿により平成 3 年 6 月 24 日に払い出されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者が国民年金の被保険者資格を取得した日は、平成 3 年 1 月 1 日（入力処理日は平成 3 年 6 月 25 日）、取得時の住所地は B 市であることが確認できることから、請求者の記号番号は、平成 3 年 6 月に B 市において初めて払い出されたものと推認できる。

さらに、オンライン記録により複数の読み方による氏名検索を行っても、請求者に上記記号番号とは別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これらのことから、請求期間は、国民年金の未加入期間と考えられ、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

加えて、請求者が請求期間に居住していたとするC市は、請求期間当時の国民年金資格者情報を保管しているものの、その中に請求者に関する資料は確認できない旨を回答している。

なお、請求者は、会社の昼休みを利用して郵便局か金融機関で国民年金保険料を納付していた旨を主張しているものの、当該郵便局名及び金融機関名が不明なため特定できない上、仮に当該郵便局名が判明したとしても、ゆうちょ銀行が保管している領収済通知書等の調査期間は過去5年とされていることから、請求者の請求期間に係る保険料納付の有無について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500030 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500006 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 8 月 1 日から平成 18 年 2 月 1 日まで

請求期間当時、A 社が運営する B に勤務していた。正社員だったかアルバイトだったか覚えていないが、給与は時給制だった。同社から健康保険証を貰ったことを記憶しているのに、年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る自身の雇用形態、健康保険被保険者証及び医療機関への受診状況について、「雇用形態は正社員だったかアルバイトだったかは覚えていないが、給与は時給制だった。健康保険被保険者証は B で貰った。会社名が入った保険証だった。医療機関への受診状況については、A 社に勤務していた期間に、C 病院（現在は、D）に約 1 週間入院し、退院後に同社を退職した。また、E 病院（正式名称は、F）で受診した記憶があり、その際に、同社から交付された健康保険被保険者証を使用した。」旨を主張している。

しかしながら、請求期間当時の従業員の社会保険への加入について、A 社は、正社員は日給制で社会保険に加入させていたが、アルバイトは時給制で社会保険に加入させておらず、請求者を社会保険に加入させていたならば、保管している社会保険関係綴に名前があるはずであるが、当該綴の中に請求者の名前はなく、請求者に関する資料はないので、請求者の在籍を確認することはできない旨を回答し、同社における請求期間当時の給与事務・社会保険事務担当者は、請求者を知らないし、B に勤務していた従業員の社会保険への加入及び給与形態についても覚えていない旨を回答している。また、G 労働局は、請求期間において、請求者が雇用保険の被保険者であった記録はない旨を回答しており、請求者が請求期間において、A 社に勤務していたこと、及び事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認又は推認す

ることはできない。

さらに、請求者の健康保険被保険者証について、請求者は、請求期間において、請求者の母親の被扶養者として健康保険に加入していることがオンライン記録により確認できるところ、Dは、請求者が平成 17 年 11 月 24 日から同年 11 月 30 日まで同院に入院した際に使用した健康保険被保険者証は、被扶養者用のものであった旨を回答し、Fは、請求者が平成 17 年 10 月 11 日、同年 10 月 27 日及び同年 10 月 31 日に同院を受診した際に使用した健康保険被保険者証は、請求者の母親の被扶養者として交付されたものであった旨を回答しており、当該回答から、使用された健康保険被保険者証は、いずれも本人用ではなく被扶養者用のものであったことがうかがわれる。

加えて、A社に係るオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者は、当厚生局から同僚への照会を行わないでほしい旨を希望していることから、請求者の請求期間における勤務等を確認することができない上、請求者は、請求期間に係る勤務等が確認できる資料及び厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、ほかに請求期間における請求者の勤務等及び厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、総合的に判断すると、請求期間において請求者が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたこと、事業主が請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出を保険料徴収権が時効により消滅する前に行ったこと、及び事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したことを認めることはできない。